

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 9 日

一般社団法人岩手県薬剤師会  
岩手県医薬品登録販売者協会  
岩手県医薬品卸業協会  
岩手県医薬品配置協議会  
一般社団法人チェーンドラッグストア協会岩手県支部  
岩手県医療機器販売業協会  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
東北地域本部医療ガス部門岩手県支部

御中

岩手県保健福祉部健康国保課

新型コロナウイルス感染症における療養・待機期間終了時の証明について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減のため、療養・待機期間終了時の宿泊・自宅療養の証明又は陰性証明等の取扱いについて通知があり、県及び一般社団法人岩手県医師会では、別添パンフレットによりお知らせしているところです。

つきましては、貴会会員に対する周知について御協力をお願いします。



## 新型コロナに係る

# お知らせと感染対策徹底等のお願い

### お知らせ

○ 仕事・学校等に復帰する場合、職場等に対し、療養証明書や陰性証明書の提出は必要ありません。

○ 濃厚接触者の待機期間は、現在、原則5日間(6日目解除)となっています。

※ 抗原定性検査キット(自費検査)で2日目及び3日目に陰性となった場合は、3日目から解除となります。

なお、7日間は発症リスクや人に感染させるリスクがありますので、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナに関する一般相談窓口

電話:019-629-6085 FAX:019-626-0837

(受付時間:9時~21時/土日・祝日を含む)

### お願い

#### <感染対策の徹底・事前の備え>

○ 換気、場面に応じたマスクの着用等をお願いします。

○ 1週間程度自宅で生活できるよう、食料品、常備薬などの準備をお願いします。

#### <自宅療養時の注意点>

○ 軽症で自宅療養となった場合には、家族の方も含め、保健所への連絡が必要なサインに注意願います。

※連絡が必要なサイン:酸素飽和度(SpO2値が95%以下)

